

家電リサイクル制度の施行状況の 評価・検討に関する報告書

平成 2 6 年 1 0 月

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル
小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会循環型社会部会
家電リサイクル制度評価検討小委員会
合同会合

【はじめに】

第1章 家電リサイクル制度の現状

- 1．家電リサイクル制度の施行状況
 - (1) 特定家庭用機器廃棄物の引取台数の状況
 - (2) 使用済特定家庭用機器のフロー推計
 - (3) 製造業者等によるリサイクルの状況
 - (4) 製造業者等によるフロン回収の状況
 - (5) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況
- 2．家電リサイクル制度による成果とこれまでの改善の取組
 - (1) 消費者にとっての透明性・受容性・利便性の向上を通じた適正排出の推進
 - 【リサイクル費用に係る透明性の確保及びリサイクル料金の低減化】
 - 【消費者の小売業者等への排出利便性の向上】
 - (2) 小売業者から製造業者等への適正な引渡しの確保、適正リユースの促進
 - 【小売業者から引き取った排出家電の適正な引渡しの徹底】
 - 【小売業者の収集運搬に関する負担や不公平性の改善】
 - (3) 不法投棄対策の強化
 - (4) 廃棄物処理等の適正性の確保、水際対策
 - 【廃棄物処理等の適正性の確保】
 - 【水際対策】
 - (5) 対象品目の拡大と再商品化率の向上
 - 【対象品目の拡大】
 - 【再商品化率の向上】

第2章 家電リサイクル制度における課題・論点

- 1．消費者の視点からの家電リサイクル制度
- 2．特定家庭用機器廃棄物の適正処理
- 3．家電リサイクルの一層の高度化
- 4．対象品目
- 5．リサイクル費用の回収方式

第3章 課題解決に向けた具体的な施策

- 1．消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策
 - (1) 社会全体で回収を推進していくための回収率目標（仮称）の設定
 - (2) 消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施
 - (3) リサイクル料金の透明化及び低減化
 - 【製造業者等に対する報告徴収内容の細分化による料金の透明性の向上】
 - 【透明化の取組を通じた料金の低減化の検討】
 - (4) 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上
 - (5) 適正なリユースの促進
- 2．特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策
 - (1) 不適正処理に対する取締りの徹底
 - (2) 不法投棄対策及び離島対策の実施
 - 【不法投棄対策に積極的に取り組む市町村への支援】
 - 【不法投棄対策未然防止事業協力及び離島対策事業協力の改善】
 - (3) 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底
 - (4) 廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上
 - (5) 海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底
- 3．家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策
 - (1) 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進
 - (2) 有害物質について
- 4．対象品目について
- 5．リサイクル費用の回収方式について

【終わりに】

【はじめに】

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)は、平成10年6月に公布、平成13年4月から本格的に施行され、現在、施行後13年が経過したところである。

家電リサイクル法施行前においては、一般家庭から排出される廃家電は、その約8割が小売業者等によって、約2割が市町村によってそれぞれ回収されていたが、回収後はおおよそその半分以上が直接埋め立てられるほか、残りは破砕処理され、一部金属が回収される場合があるものの、そのほとんどが廃棄されている状況であった。

このため、廃棄物の最終処分場の新規確保が困難となる中、廃家電を埋め立てることのできる処分場の不足が深刻化していた。また、各家庭から排出される大型の廃家電のうち、組成・構造の複雑なもの等は、一般廃棄物の処理責任主体である市町村における適正な処理が困難になっており、これらの観点から早急な対策が求められていた。

さらに、廃棄物の処理の観点とは別に、家電製品の中には再商品化(以下、単に「リサイクル」という。)に適した金属分が多く含まれており、資源小国である我が国の国産資源の有効活用の観点からも、価値ある資源が利用されずに廃棄されている状況を改善して、その利用を推進すべきとの社会的要請に基づき、大型廃家電の適正処理とリサイクルに取り組む新たな制度の必要性が高まっていった。

こうした状況を背景に、産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会企画小委員会電気・電子機器リサイクル分科会及び生活環境審議会廃棄物処理部会における議論を経て、エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の家電4品目¹(以下「特定家庭用機器」という。)を対象とする新たなリサイクル制度を導入することがそれぞれの報告書²において提言された。この新しいリサイクル制度は、家電製品の買換時に出る廃家電を小売業者が引き取るという当時の下取慣行を活用し、小売業者に対し、買換時及び過去に販売した特定家庭用機器廃棄物³について消費者からの引取義務と製造業者等への引渡義務を課した上で、拡大生産者責任の理念の下で、製品知識を最も有している製造業者等に引取りとリサイクルを義務付けることで、効率的かつ高水準のリサイクルを実現することを目指すものであった。

これらの報告書を踏まえて制定された家電リサイクル法は、その附則第3条において、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされた。この規定に基づき、家電リサイクル制度の評価・見直しについて検討するため、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループと中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合⁴(以下「本合同会合」という。)を平成18年6月から開催し、約一年半にわたって16回に及ぶ審議を行い、平成20年2月

¹ 平成21年4月から液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が追加された。(第1章2(5)参照)

² 「電気・電子機器のリサイクルの促進に向けて～産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会企画小委員会電気・電子機器リサイクル分科会報告書～」(平成9年6月)「生活環境審議会廃棄物処理部会報告」(平成9年12月16日)

³ 特定家庭用機器が廃棄物となったものを指す。

⁴ 第21回合同会合から、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会にそれぞれ改組されている。

には、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(以下「平成 20 年報告書」という。)を取りまとめた。

平成 20 年報告書では、リサイクルに係る費用の実績と内訳について製造業者等に対する定期的な報告徴収の実施、指定引取場所の A・B グループ共有化、離島地域の市町村や不法投棄対策に積極的な市町村の取組に対する製造業者等の資金面の協力、小売業者の引取・引渡義務の適正実施を確保するためのリサイクル・リユース仕分けガイドラインの策定等の方向性が示された。これらの提言については、それぞれ関係する主体によって実行に移され、その状況等については、毎年、本合同会合においてフォローアップを行ってきた。

さらに、平成 20 年報告書を踏まえ、家電リサイクル法の対象品目として液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が追加されたほか、製造業者等が最低限達成すべき法定再商品化率の引上げ等が行われた(詳細は第 1 章 2 (5) を参照。)

一方、平成 20 年報告書では、「排出家電のフローや家電不法投棄の状況等を踏まえ、今回の検討から 5 年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当である」としたところであり、これを踏まえて、平成 25 年 5 月に開催した第 21 回合同会合において、二度目の制度見直しの議論を開始した。

二度目の制度見直しの議論では、本合同会合において、小売業者、リユース業者、有識者、製造業者等、都道府県、市町村、消費者等からヒアリングを行ってきた。また、委員の提案により、委員有志によるリサイクルプラント等の見学会も行うなど、実態把握に努めつつ、これらを踏まえた議論を通じて、12 項目にわたる論点⁵を整理し、それぞれの論点について委員間での活発な議論を行ってきたところである。

本合同会合としては、これまでの議論等を踏まえ、以下のとおり、家電リサイクル制度の施行状況について評価するとともに、その課題解決に向けた方向性について提言するものである。

⁵ リサイクル費用の回収方式、リサイクル料金の透明化・低減化、不法投棄対策について、不適正処理への対応、海外での環境汚染を防止するための水際対策、義務外品の回収を進めるための方策、離島対策、再商品化率について、対象品目について、小売業者の収集運搬に関する負担軽減、その他の改善事項、消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善等について、の 12 項目である。

第1章 家電リサイクル制度の現状

1. 家電リサイクル制度の施行状況

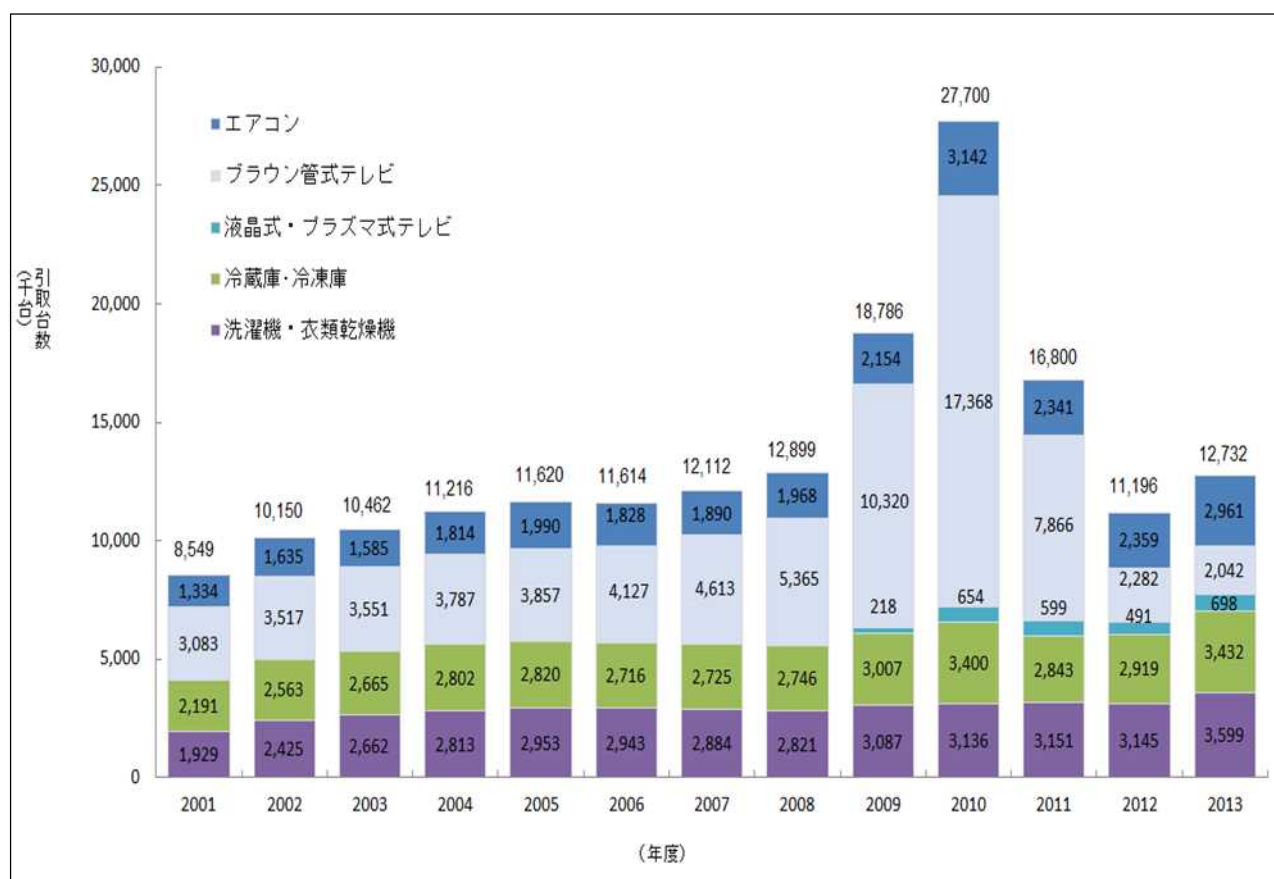
(1) 特定家庭用機器廃棄物の引取台数の状況

家電リサイクル法に基づき、指定引取場所において製造業者等が引き取った特定家庭用機器廃棄物の台数の推移については、図表1のとおりである。

平成13年度の引取台数は約855万台であり、その後漸増傾向にあったが、平成21年度から23年度までの間、引取台数が大きく増加し、平成22年度のピーク時には約2,770万台を記録した。これにはテレビのアナログ停波・地上波デジタル放送への移行及び家電エコポイント制度の導入が大きく影響したものと考えられる。

平成24年度には、それらの影響が概ね無くなったこともあって、引取台数は約1,120万台に減少したが、平成25年度には約1,273万台に増加しており、平成20年度以前とほぼ同程度の水準で推移している。

図表1 指定引取場所における引取台数の推移



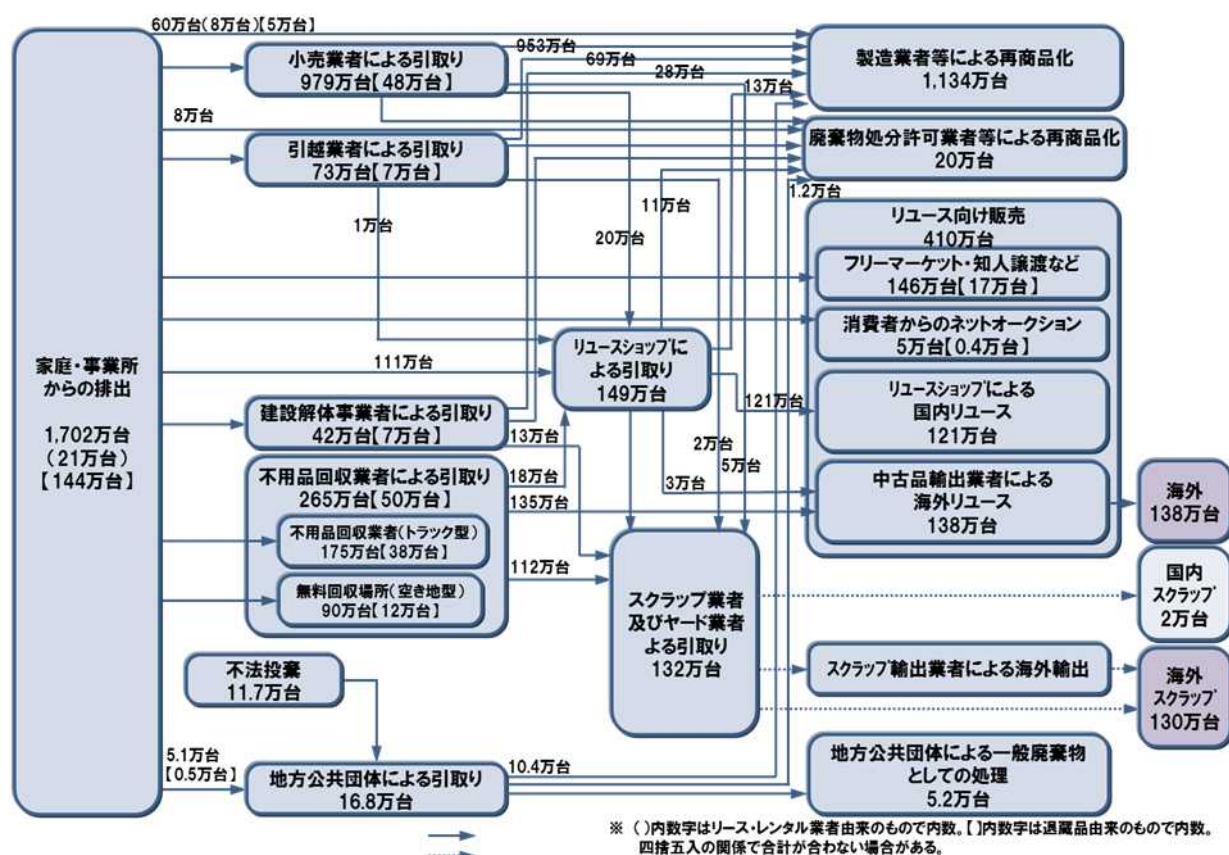
(2) 使用済特定家庭用機器のフロー推計

平成24年度の使用済特定家庭用機器のフロー推計（4品目合計）については、図表2のとおりである。

消費者アンケート等に基づき、平成 24 年度の家庭・事業所からの使用済特定家庭用機器の総排出台数は約 1,702 万台と推計されており、その中では、家電リサイクル法に基づく小売業者による引取りが約 979 万台で最も多くなっている。その一方で、約 265 万台がいわゆる不用品回収業者による引取りと推計されている。

また、小売業者により引き取られたもののほか、家庭・事業所から指定引取場所に直接持ち込まれたもの等を含めて、総排出台数の約 67%にあたる約 1,134 万台⁶が製造業者等においてリサイクルされている。その他、製造業者等の委託先であるリサイクルプラント以外の廃棄物処分許可業者等によるリサイクルが約 20 万台、市町村による一般廃棄物としての処理が約 5.2 万台、リユース向け販売が国内・海外を含めて約 410 万台、スクラップとしての流通が国内・海外含めて約 132 万台分と推計されている。

図表 2 平成 24 年度の使用済特定家庭用機器のフロー推計（4 品目合計）



(3) 製造業者等によるリサイクルの状況

製造業者等が特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを行う場合の再商品化率⁷の推移については、図表 3 のとおりである。

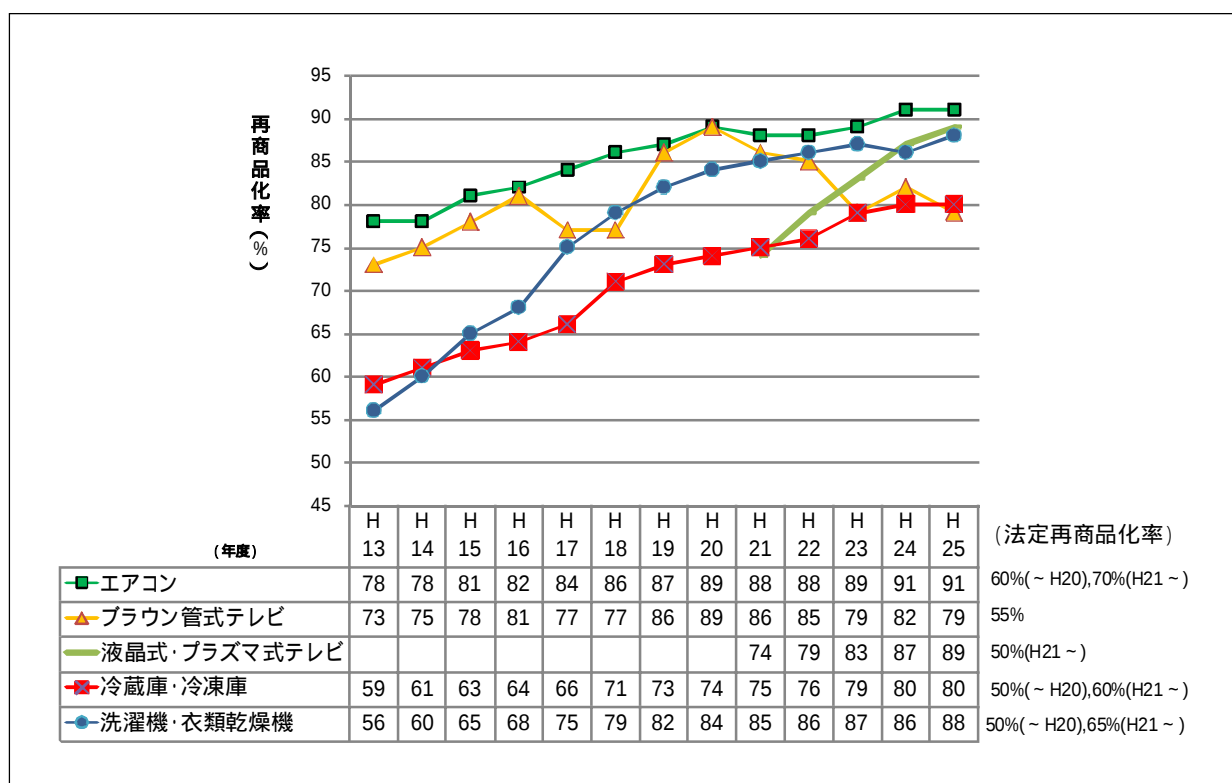
⁶ 「製造業者等による再商品化」の約 1,134 万台には、平成 23 年度中に引き取り、平成 24 年度にリサイクルした台数が含まれるため、(1)の引取台数の合計とは一致しない。

⁷ 製造業者等が引き取った特定家庭用機器廃棄物の総重量のうち、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品又は材料のうち再商品化等されたものの総重量の割合。「再商品化」の定義については第 3 章 3 (1) を参照。

いずれの品目においても再商品化率は年々上昇傾向⁸にあり、平成 25 年度においては、エアコン 91%（法定再商品化率 70%以上） ブラウン管式テレビ 79%（同 55%以上） 液晶式・プラズマ式テレビ 89%（同 50%以上） 冷蔵庫・冷凍庫 80%（同 60%以上） 洗濯機・衣類乾燥機 88%（同 65%以上）となっている。

また、製造業者等が引き取り、リサイクルを行った特定家庭用機器廃棄物の重量は平成 25 年度に約 51 万 1 千トンであり、国民一人当たりの重量に換算すると約 4.0 キログラムに相当する。これは、改正前の欧州の廃電気電子機器（WEEE）指令における処理重量の目標（98 品目の合計で国民一人当たり 4.0 キログラム）を、家電 4 品目だけでカバーできている状況となっている。

図表 3 再商品化率の推移



（４）製造業者等によるフロン回収の状況

家電リサイクル法では、リサイクルを行うに際して、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機に用いられる冷媒フロンと冷蔵庫・冷凍庫に用いられる断熱材フロンの回収と処理を製造業者等に義務付けている⁹。製造業者等によるそれらの回収状況については、図表 4 のとおりである。

平成 25 年度の冷媒フロンの回収量は、エアコンが 1,726 トン（１台当たり 634 グラム）、冷蔵庫・冷凍庫が 292 トン（１台当たり 91 グラム）、洗濯機・衣類乾燥機が

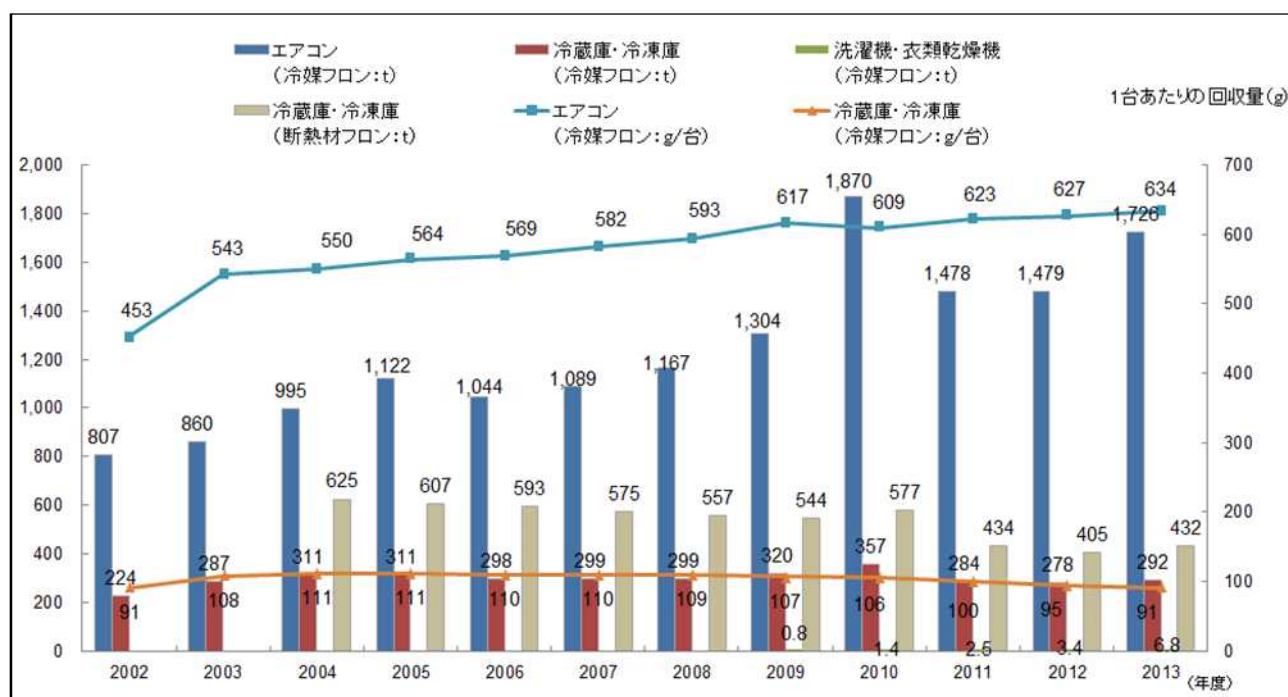
⁸ ブラウン管式テレビについては、ブラウン管ガラスが逆有償となったことに伴い、再商品化率が下落している年もある。

⁹ 洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロンの回収義務は平成 21 年 4 月に追加された。また、断熱材フロンの回収義務は平成 16 年 4 月に追加された。

6.8 トンとなっており、エアコンと洗濯機・衣類乾燥機については、年々増加傾向にあるが、冷蔵庫・冷凍庫は減少傾向にある¹⁰。

また、平成 25 年度の冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収量は 432 トンであり、前年度より増加しているが、平成 16 年以降の推移を見れば、冷媒フロンの回収量も減少傾向となっている。

図表 4 製造業者等による冷媒フロンの回収量の推移



(5) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況について、全国の市町村を対象に行った調査の結果は図表 5 のとおりである。

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄台数は、家電リサイクル法施行当初は増加していたが、平成 15 年度をピークに減少傾向に転じ、アナログ停波・地上波デジタル放送への移行の影響等によりテレビの排出台数が急増した平成 21 年度から 23 年度までにかけて再び増加に転じた。

平成 24 年度には、再び減少に転じ（前年度比 ▲ 27.8%）約 11 万 6,500 台となっており、法施行前（平成 12 年度：約 12 万 2,200 台）と同程度の水準となっている。

なお、(2) のフロー推計では、特定家庭用機器廃棄物の家庭・事業所からの総排出台数は平成 24 年度において約 1,702 万台と推計されており、総排出台数に占める不法投棄台数の割合は約 0.7%（前年度約 0.5%）となっている。

¹⁰ 冷蔵庫・冷凍庫については、平成 17 年以降、冷媒としてイソブタン、断熱材としてシクロペンタンを使用するノンフロン製品が普及しており、機器におけるフロンの含有量が減少しているため、回収量についても年々減少傾向にある。

図表 5 特定家庭用機器廃棄物（4品目合計）の不法投棄台数の推移



人口カバー率：廃家電4品目の不法投棄の状況把握調査において、不法投棄台数のデータを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合。

2. 家電リサイクル制度による成果とこれまでの改善の取組

家電リサイクル法が施行されて以来、制度の改善の取組を随時行い、これまで着実に成果を上げてきている。特に、家電リサイクル法附則第3条に基づき、施行5年後に行われた制度の評価・検討の結果を取りまとめた平成20年報告書においては、制度の改善につながる様々な提言が盛り込まれた。この報告書に基づいて、関係主体それぞれが、以下のとおり制度の改善に取り組んできたところである。

(1) 消費者にとっての透明性・受容性・利便性の向上を通じた適正排出の推進

【リサイクル費用に係る透明性の確保及びリサイクル料金の低減化】

平成20年報告書においては、リサイクル費用の透明性の確保に関して、製造業者等がリサイクルに要した費用及びその内訳が公表されていないことが、リサイクル料金について消費者の理解が必ずしも十分ではない原因の一つとなっている可能性があることが指摘され、製造業者等によるリサイクル費用の低減競争を促進するとともに、消費者のリサイクル料金・家電リサイクル制度に対する理解促進を通じた適正排出の促進を図るため、製造業者等にリサイクル費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を求め、その適正性について透明な議論が行われる仕組みとすること等により、リサイクル費用に係る透明性を確保していくことが必要であるとされた。

この提言を踏まえ、国は、製造業者等に対して、平成19年度以降のリサイクル費用の実績とその内訳について、家電リサイクル法第52条に基づく報告徴収を毎年行っている。また、その報告結果について、図表6のとおり本合同会合において公表し、各製造業者等のリサイクル料金の適正性について議論を行うとともに、リサイクル料金の支払いに対する消費者の理解促進等に努めてきたところである。

図表6 製造業者等のリサイクル費用の実績と内訳（第22回合同会合資料7より抜粋）

【製造業者等の再商品化等費用の内訳について（平成20年度～平成23年度実績、全品目・全メーカー合計値）】													（単位：百万円 1台あたりは円単位）	
製造業者等	リサイクル 料金総収入	再商品化等費用										費用総計	収支	引取台数 （千台）
		管理会社委託費等			家電リサイ クルセン ター費用	製造業者等運営費								
		リサイクルプラント費用	指定引取場 所・二次物 流費用	管理会社運 営費		リサイクルシ テム企画・運 営関連費用 （2）	リサイクル処 理技術開発 関連費用 （3）	その他 費用 （4）						
平成19年度実績	36,100 1台当たり (3,098)	33,880 (2,908)	14,747 -	2,165 -	5,335 -	1,323 -	1,130 (97)	3,909 (335)	1,810 -	200 -	97 -	37,790 (3,243)	▲ 1,689 (▲ 145)	11,652
平成20年度実績	37,533 1台当たり (3,012)	34,129 (2,739)	17,532 -	2,363 -	6,267 -	1,908 -	1,209 (97)	3,700 (297)	1,673 -	1,901 -	126 -	39,038 (3,133)	▲ 1,505 (▲ 121)	12,460
平成21年度実績	50,502 1台当たり (2,773)	46,088 (2,531)	25,332 -	2,589 -	8,431 -	4,962 -	1,632 (90)	4,375 (240)	1,699 -	2,503 -	173 -	52,095 (2,861)	▲ 1,593 (▲ 87)	18,210
平成22年度実績	72,647 1台当たり (2,701)	66,483 (2,471)	41,272 -	3,751 -	14,285 -	3,529 -	2,099 (78)	5,428 (202)	2,115 -	3,136 -	177 -	74,010 (2,751)	▲ 1,363 (▲ 51)	26,900
平成23年度実績	45,305 1台当たり (2,748)	41,670 (2,528)	24,623 -	2,929 -	9,222 -	2,443 -	1,571 (95)	4,039 (245)	1,447 -	2,028 -	115 -	47,281 (2,868)	▲ 1,976 (▲ 120)	16,487

（備考）

1 報告徴収対象となった全ての製造業者等についての合計値を記載。

2～4 上記「製造業者等運営費」の内訳（2～4）については、「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 第5回合同会合」（平成18年12月11日）に提出された財団法人家電製品協会の資料に基づき、下記のような業務内容の主要事例を参考として、計上している。

2 国・自治体・流通との連携および情報交換、業界活動展開、リサイクルプラントへの監査・指導、指定引取場所への監査・指導、コンプライアンス啓発の実施

3 リサイクル処理技術開発に関する設備開発・実証実験（フロン回収向上技術開発、プラスチック回収・高品位化等、新規商品（ドラム式洗濯機、シクロペンタン冷蔵庫等）のリサイクル処理技術開発

4 使用済み家電回収促進、適正処理啓発活動の展開

5 「管理会社委託費等」及び「製造業者等運営費」の内訳は、報告があったもののみ計上しているため、合計値が一致しない場合がある。

また、リサイクル料金の低減化に関しては、平成 20 年報告書において、リサイクル費用の透明化の取組を通じて、管理費用を含めリサイクル費用の一層の合理化・削減に努めるとともに、設計及び部品・原材料の選択を工夫するなどの環境配慮設計により、リサイクル料金の低減を実現していくことが必要であり、消費者の適正排出を妨げることがないよう、将来の費用削減の可能性も含めて消費者に還元するなど、製造業者等はリサイクル料金の低減化について一層検討すべきとされた。

この提言等を踏まえ、製造業者等において、回収される資源の価格動向や委託先のリサイクルプラントにおける処理の効率化等を勘案し、エアコンのリサイクル料金の引下げやテレビ、冷蔵庫・冷凍庫における大小区分の設定によるリサイクル料金の引下げが図表 7 の例のように行われてきたところである。

図表 7 大手製造業者等による料金引下げの例

品 目	区 分	法施行 当時	平成19年 4月1日 引取分より	平成20年 11月1日 引取分より	平成23年 4月1日 引取分より	平成25年 4月1日 引取分より	平成26年 4月1日 引取分より
エアコン	—	¥3,675	¥3,150	¥2,625	¥2,100	¥1,575	¥1,620
テレビ	大(16型以上)	¥2,835		¥2,835			¥2,916
	小(15型以下)			¥1,785			
冷蔵庫・ 冷凍庫	大(171リットル以上)	¥4,830		¥4,830			¥4,968
	小(170リットル以下)			¥3,780			
洗濯機・ 衣類乾燥機	—	¥2,520					¥2,592

平成 26 年 4 月 1 日引取分については、消費税の税率が 5 % から 8 % に引き上げられたことに伴って料金が引き上げられたものであり、税抜価格は変動していない。

また、環境配慮設計の観点から、製造業者等においては、製品設計者がリサイクルプラントで解体実習を実施することによるリサイクルのし易さの設計へのフィードバックや、取り外しねじの位置等を示すリサイクルマークの表示、解体工数の削減等の取組を通じて、リサイクル費用の低減化に努めてきたところである。

【消費者の小売業者等への排出利便性の向上】

平成 20 年報告書においては、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品）の回収体制が構築されていない場合には、一般廃棄物の処理について統括的な処理責任を有する市町村が、小売業者や廃棄物収集運搬許可業者ら地域の関係者と一体となり、地域の実情に応じた回収体制を早急に構築する必要があること、また、その回収方法の周知が十分でない市町村は、小売業者等地域の関係者の協力も得ながら、住民に回収方法を継続的に周知徹底することが必要であるとされた。

この提言を踏まえ、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されているか否かについて、毎年全国の市町村を対象に調査を

行っている。平成 24 年度の結果は図表 8 のとおりであり、1,742 市町村のうち 1,022 市町村（約 58.7%）において回収体制が構築されている。

図表 8 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品）の回収体制を構築している市町村

	義務外品の回収体制を構築している市町村	全市町村	全市町村に占める割合（%）
市町村数	1,022	1,742	58.7%
人口（万人）	9,224	12,735	72.4%
面積（km ² ）	205,789	371,489	55.4%

全自治体人口出典：総務省統計局 人口推計 - 平成 25 年 9 月報 -

面積出典：国土地理院平成 25 年全国都道府県市区町村別面積調

「義務外品の回収体制を構築している」場合を以下のいずれかの方式による回収を行っている場合と整理しており、地域の小売店や一般廃棄物収集運搬許可業者が回収しているものの連絡先を広報していない、又は、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない等については、回収体制を構築していないものと整理している。

市区町村が回収（直営・委託）

市区町村と協定等を締結した家電小売店が回収

市区町村から要請・依頼を行った家電小売店が回収

家電小売店団体が設置した受付センターが回収

市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

市区町村から要請・依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収

一般廃棄物収集運搬許可業者が回収（上記 ～ 以外で市区町村が連絡先をホームページ等に掲載）

一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定制度（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号）を含む。

（２）小売業者から製造業者等への適正な引渡し確保、適正リユースの促進

【小売業者が引き取った排出家電の適正な引渡しの徹底】

平成 20 年報告書においては、小売業者による引渡義務違反の防止のため、小売業者に対して、リユース品としての引渡し等の場合も含め、消費者から引き取った全ての特定家庭用機器廃棄物について、その引渡し先やリユース取扱いの基準などの記録・報告を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとするなど、チェック体制を強化する必要があるとされた。特に 1 社当たりの家電流通量が非常に多く、また、収集運搬を他者に委託するケースも多い大手家電量販店については、こうしたチェック体制の強化を通じた引渡義務実施の適正化が、消費者の信頼を更に醸成し、適正排出を促進する観点から重要であるとされた。

この提言を踏まえ、国は、小売業者のうち、製造業者等への引渡台数が多い上位 20 社に対して、特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しの状況について、定期的に報告徴収を実施し、その報告結果を図表 9 のとおり本合同会合において公表し、小売業者による引取り・引渡しの適正性について議論を行ってきたところである。

図表9 小売業者（引取台数上位20社）の引取り及び引渡しの状況（第22回合同会合資料6より抜粋）

特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しの状況（平成24年4月～平成25年3月、小売業者20社計）									
	引取台数			引渡台数					
	対象期間中に排出者から引取り	対象期間前から引き継いだ在庫	計（＋）	指定引取場所（製造業者等）への引渡し	特定家庭用機器として自ら使用（小売業者自らが中古品として使用）	特定家庭用機器として自ら販売（小売業者自らが中古品として販売）	特定家庭用機器を販売する者に有償又は無償で譲渡（中古品販売業者へは有償又は無償で譲渡）	左欄以外（資源回収業者への譲渡、古品販売業者への逆有償譲渡など）	対象期間後に引き継いだ在庫
有償引取 （排出者から買取）									
	引取台数	引取台数	引取台数	引取台数	引取台数	引取台数	引取台数	引取台数	引取台数
有償引取 （排出者から買取）	エアコン	109,857	0	109,857	0	0	362	109,495	0
	ブラウン管テレビ	18	0	18	0	0	18	0	0
	液晶・プラズマテレビ	7,751	549	8,300	0	986	6,801	0	513
	冷蔵庫・冷凍庫	24,761	21	24,782	0	0	24,757	0	25
	洗濯機・衣類乾燥機	37,836	20	37,856	0	0	37,827	0	29
4品目合計				180,223	590	180,813	69,765	109,495	567
無償引取 （排出者から無料引取）	エアコン	1,065	0	1,065	0	0	1,065	0	0
	ブラウン管テレビ	303	0	303	126	0	177	0	0
	液晶・プラズマテレビ	468	0	468	0	0	468	0	0
	冷蔵庫・冷凍庫	2,688	0	2,688	0	0	2,688	0	0
	洗濯機・衣類乾燥機	1,906	0	1,906	0	0	1,906	0	0
4品目合計				6,430	126	6,430	6,304	0	0
逆有償引取 （排出者から料金を受領、収集運搬料金のみを受領した場合）	エアコン	1,736,844	65,961	1,802,805	1,731,572	0	0	0	71,209
	ブラウン管テレビ	1,187,243	103,550	1,290,793	1,191,501	0	0	0	99,285
	液晶・プラズマテレビ	342,697	21,163	363,860	338,981	0	0	0	24,875
	冷蔵庫・冷凍庫	2,011,536	66,690	2,078,226	2,002,509	0	0	0	75,715
	洗濯機・衣類乾燥機	2,395,056	56,911	2,451,967	2,384,659	0	0	0	67,307
4品目合計				7,673,376	314,275	7,987,651	7,649,222	0	338,391
逆有償引取 （排出者から料金を受領、収集運搬料金のみを受領した場合）	エアコン	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブラウン管テレビ	0	0	0	0	0	0	0	0
	液晶・プラズマテレビ	0	0	0	0	0	0	0	0
	冷蔵庫・冷凍庫	0	0	0	0	0	0	0	0
	洗濯機・衣類乾燥機	0	0	0	0	0	0	0	0
4品目合計				0	0	0	0	0	0
逆有償引取 （排出者から料金を受領、収集運搬料金のみを受領した場合）	エアコン	1,847,766	65,961	1,913,727	1,731,572	0	1,427	109,495	0
	ブラウン管テレビ	(234～56.9%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.1%)	(5.9%)	23
	液晶・プラズマテレビ	1,187,564	103,550	1,291,114	1,191,627	0	195	0	1,913,727
	冷蔵庫・冷凍庫	(18.7～62.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	6
	洗濯機・衣類乾燥機	(350.916～2038.985)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.1%)	(0.0%)	4
4品目合計				3,035,320	338,981	0	7,269	109,495	29
逆有償引取 （排出者から料金を受領、収集運搬料金のみを受領した場合）	エアコン	2,038,985	66,711	2,105,696	2,002,509	0	27,445	0	75,740
	ブラウン管テレビ	(424～71.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.4%)	(0.0%)	4
	液晶・プラズマテレビ	2,434,798	56,931	2,491,729	2,384,659	0	39,733	0	2,105,696
	冷蔵庫・冷凍庫	(51.1～80.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.6%)	(0.0%)	0
	洗濯機・衣類乾燥機	(51.1～80.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.6%)	(0.0%)	0
4品目合計				7,860,029	314,865	8,174,894	76,069	109,495	338,958
合計				18,533,122	1,019,725	19,552,847	18,408,311	219,485	8,174,894

また、平成 20 年報告書においては、小売業者に対するチェック体制の強化に加えて、小売業者による引取・引渡義務の適正実施を担保するためには、小売業者において、リサイクルされるべき特定家庭用機器廃棄物とリユース品として扱うことが適当なものに適切に仕分けることが重要であり、リユース品販売業者等の協力も得ながら、リサイクル・リユースの仕分け・引渡しに係る指針の策定に取り組むことが必要であるとされた。

さらに、リユースについては、環境への負荷の低減にとって有効と認められるときはリサイクルよりも優先されるべきことから、リサイクル品との適正な仕分け等に留意しつつ、適正なリユースの促進を行うべきとされた。

この提言を踏まえ、本合同会合の下に設置された産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会の合同会合において、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」を平成 20 年 9 月に取りまとめたところである。

平成 23 年度には当該ガイドラインを踏まえ、特定家庭用機器廃棄物の引取台数が多い上位 20 社の小売業者に対して報告徴収を実施し、17 社¹¹において使用済特定家庭用機器を引き取る場合のリユースとリサイクルを仕分ける基準が作成されている。また、当該ガイドラインについては、使用済特定家庭用機器について、廃棄物に該当するか否かを判断するに当たってリユース品としての適正性を確認する指針としても活用されている。（詳細は（４）参照）

【小売業者の収集運搬に関する負担や不公平性の改善】

平成 20 年報告書においては、製造業者等によって A・B 2 グループに分かれている指定引取場所の配置に関して、小売業者が収集運搬を行うに当たり利便性が低く、小売業者にとって負担が重いとの指摘があることを踏まえ、原則として全ての指定引取場所に A・B 両グループの廃家電を持ち込めるよう、A・B 共有化を早期に実現すべきであるとされた。

この提言を踏まえ、製造業者等は、平成 21 年 10 月から指定引取場所を A・B グループで共有化し、全ての製造業者等の特定家庭用機器廃棄物をワンストップで引き取ることが可能となり、小売業者にとっての利便性の向上及び負担軽減につながった。

また、平成 20 年報告書においては、離島地域には、海上輸送費用など本土地域において存在しない特有の費用が存在し、離島地域の消費者には負担の不公平感が生

¹¹ 残り 3 社のうち 2 社は、今後基準を作成する予定であると回答しており、1 社は今後リユース品を取り扱う予定はないため作成しないと回答している。

じているため、自治体や小売業者が協力して島内に中間集積所を設置するなど、地域コミュニティの自主努力による収集運搬の効率化が図られている場合は、離島独自の費用である海上輸送費用等について、製造業者等が資金面も含めた協力を行うことが必要であるとされた。

この提言を踏まえ、製造業者等は、離島地域における収集運搬費用について、最も効率的な輸送を行った場合の輸送費用の 8 割程度を補助する離島対策事業協力を平成 21 年度から開始したところであり、平成 25 年度においては、離島地域に位置する 14 市町村に対して補助を行っているところである。

なお、同事業協力は、当初は 3 年間に限定して実施することとしていたが、さらに 3 年間延長し、平成 26 年度まで実施している。

(3) 不法投棄対策の強化

平成 20 年報告書においては、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄は、家電リサイクル制度全体に関わる問題であり、関係者がその知恵を寄せ合って協力しながら取り組むべき課題とされ、その中で市町村は、小売業者、製造業者、廃棄物収集運搬許可業者、消費者等と一体となって、義務外品の回収体制の構築・周知、特定家庭用機器廃棄物の適正排出に係る普及啓発、監視パトロールの実施、不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の早期撤去などの地域の実情に応じた不法投棄未然防止対策に取り組む必要があることや、こうした不法投棄対策に積極的な市町村に対し、製造業者等が、監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要であるとされた。

この提言を踏まえ、製造業者等は、市町村が不法投棄未然防止のために実施している取組に対して補助するとともに、実際に不法投棄されてしまった特定家庭用機器廃棄物の処理費用を補助する不法投棄未然防止事業協力を平成 21 年度から開始し、平成 25 年度においては、40 市町村に対して補助を行っているところである。

なお、同事業協力は、当初は 3 年間に限定して実施することとしていたが、さらに 3 年間延長し、平成 26 年度まで実施している。

(4) 廃棄物処理等の適正性の確保、水際対策

【廃棄物処理等の適正性の確保】

平成 20 年報告書においては、家電リサイクル法ルート以外において事業者が特定家庭用機器廃棄物の収集運搬・処分を行う場合にも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）による規制の対象となるものであり、回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきであるとされた。

この提言等を踏まえ、国は、違法な廃棄物回収業者等による不適正な処理ルートへの対策を強化するため、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」（平成

24 年 3 月 19 日付け環廃企・環廃対・環廃産発第 120319001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知。以下「3・19 通知」という。)を各自治体へ発出し、使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性についての判断基準を明確化することで、違法な特定家庭用機器廃棄物の取扱いに対する市町村等による積極的な取締りを促進してきたところである。

「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」(概要)

1. 使用を終了した特定家庭用機器の廃棄物該当性に係る基本的考え方

使用を終了した特定家庭用機器(使用済特定家庭用機器)については、廃棄物として再生又は処分する場合には・・・(中略)・・・一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう。)と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要である。

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

特定家庭用機器は、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかでない場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) リユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

【水際対策】

平成 20 年報告書においては、家電製品等の電気・電子機器の輸出について、有害な特性を示す排出家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないように、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。)における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化、事前相談制度の充実や税関当局との連携強化等を通じた水際対策の強化、輸出相手国との協力体制の推進を行うことについて検討する必要があるとされた。

この提言を踏まえ、国においては、関係省庁間の連携を強化し、関税法(昭和 29 年法律第 61 号)における他法令確認の観点から、輸出貨物の検査を行う権限を有する税関からバーゼル法を所管する経済産業省及び環境省への不法輸出疑義貨物に係る情報共有の強化、経済産業省・環境省による税関の貨物検査への立会い実施に係る対応体制の強化等を通じて水際対策を強化してきた。

また、3・19 通知の発出以降は、同通知を踏まえ、国は、廃棄物処理基準に適合しない方法によって処分が行われた特定家庭用機器廃棄物の不法輸出の防止に積極的に取り組んできたところである。

さらに、中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化については、「使用済み電気・電子機器の中古品判断基準」を平成 25 年 9 月に策定し、平成 26 年 4 月から運用を開始した。本基準は、リユース目的の輸出であることを客観的に判断することができる基準を示すことにより、輸出者自身による判断を容易にすることを目的としたものである。これにより、使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出しようとする者が、関税法に基づき、税関の求めがあった際に、自ら、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことを証明する際の基準が明確化された。

(5) 対象品目の拡大と再商品化率の向上

【対象品目の拡大】

平成 20 年報告書においては、今後急速に普及が見込まれる液晶式テレビ及びプラズマ式テレビ並びに洗濯機と類似商品となっている衣類乾燥機は、対象要件を満たすため、対象品目として追加すべきであるとされた。また、液晶式・プラズマ式テレビについては、大型製品から小型製品まで製品形態が幅広いことから、混乱を招かないようその対象範囲について検討を行う必要があるとされた。

この提言を踏まえ、本合同会合の下に設置された産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会と中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会の合同会合において、「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」を取りまとめ、当該報告書に基づき、平成 21 年 4 月から、液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を特定家庭用機器廃棄物の対象品目として追加されたところである。

【再商品化率の向上】

平成 20 年報告書においては、再商品化率については、政令で定められた基準を大幅に上回りつつ概ね上昇していることを踏まえ、法定再商品化率の設定に関しては、リサイクル技術の向上と、消費者が負担するリサイクル費用の低減化促進の両面を総合的に判断しながら、検討を行うべきであるとされた。

この提言を踏まえ、本合同会合の下に設置された産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会と中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会の合同会合において、「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」を取りまとめ、当該報告書に基づき、平成 21 年 4 月には、図表 10 のとおり再商品化率の引上げが行われたところである。

図表 10 再商品化率の引上げについて

品目	法施行時（改正前）	21 年 4 月～（改正後）
エアコン	60%	70%
ブラウン管式テレビ ¹²	55%	55%
液晶式・ プラズマ式テレビ	—	50%
電気冷蔵庫 電気冷凍庫	50%	60%
電気洗濯機 衣類乾燥機	50%	65%

¹² ブラウン管式テレビについては、国際的にブラウン管式テレビから液晶式・プラズマ式テレビへの転換が加速化している状況の中、ブラウン管ガラスカレットの需要が減少傾向にあり、他のガラス用途への転用も技術的な課題が大きいといったことを踏まえ、現状維持とされた。

第2章 家電リサイクル制度における課題・論点

第1章で示したとおり、家電リサイクル法が施行されてから13年が経過しているが、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等によるリサイクルの仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げてきたところである。また、平成20年報告書等を踏まえて、様々な制度の改善にも取り組んできたところである。

一方、本合同会合における議論を通じて、現在の家電リサイクル制度には、様々な課題や論点があることが指摘されてきた。これらの課題については、

消費者が特定家庭用機器廃棄物を排出する際の課題・論点

家電リサイクル法ルートの内外での不適正処理に関する課題・論点

家電リサイクル法ルートに基づき製造業者等がリサイクルを実施する際の課題・論点

対象品目やリサイクル費用の回収方式など制度全体にかかわる課題・論点

に大きく分けることができる。

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度

家電リサイクル法は施行後13年が経過しているが、消費者の認知度・理解度が十分ではないことが課題として挙げられている。また、消費者の理解促進等の視点から、リサイクル料金の引下げやリサイクル費用の更なる透明化が課題として指摘されている。

また、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品）について、回収体制が存在する市町村がある一方、その具体的な運用については明らかになっていないことが課題として指摘されている。

さらに、リユースについては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）において、リサイクルよりも優先されるべきと定められており、特定家庭用機器についても適正なリユースを更に促進していくことが課題として挙げられている。

本合同会合においては、高齢化の進展や世帯数の減少、家電製品のインターネット販売の普及等の社会経済情勢の変化も踏まえながら、消費者にとっての排出しやすさ、消費者の理解を得るための納得感のある制度の必要性、消費者への普及啓発の重要性といった観点から、消費者に対する効果的な普及啓発、リサイクル料金の透明化・低減化、義務外品の回収を進めるための方策、適正なリユースの促進等について議論を行った。

2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理

家電リサイクル法では、製造業者等がリサイクルが義務付けられているが、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処分許可業者が適正に処分を行うことは家電リサイクル法に反するものではない。しかしながら、家電リサイクル法ルート以外で処分されている特定家庭用機器廃棄物の一部が、国内で有害物質の処理やフロン回収等を行わずに不適正に処分され、環境に悪影響を及ぼしている可能性があることが課題として挙げられている。

また、廃棄物処理法の許可を得ることなく特定家庭用機器廃棄物を含む廃棄物を回収する業者が存在しており、これらの無許可の廃棄物回収業者への特定家庭用機器廃棄物の引渡しについては、不法投棄や不適正処理につながる可能性があるとともに、適正に

リサイクル料金を負担している者との公平性が損なわれる懸念があるほか、高額請求等の消費者トラブルが発生することもあるなど、家電リサイクル法ルートへの特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保する上での大きな課題となっている。

さらに、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄については、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が回収、処理等を行うため、市町村の負担が大きいとの課題が指摘されている。加えて、離島地域の市町村においては、本土と比較して収集運搬料金が高額となっており、離島地域の消費者の更なる負担軽減が課題として挙げられている。

加えて、特定家庭用機器廃棄物が中古品であると偽装されて輸出されたり、特定家庭用機器廃棄物が混入した雑品スクラップの輸出が行われたりしている場合、輸出先国において不適正処理が行われ、現地の環境に悪影響を及ぼしている可能性が課題として指摘されている。

本合同会合においては、これらの課題を踏まえ、不適正処理に対する取締りの徹底、廃棄物処分許可業者による処理状況の透明性の向上、不法投棄対策及び離島対策、水際対策等について議論を行った。

3．家電リサイクルの一層の高度化

再商品化率については、リサイクル技術の向上及びリサイクル料金の低減化の状況、さらには資源価格の変動といった状況や、リサイクルの質の向上といった観点も踏まえつつ、適正な水準等についてどのように考えるかが論点として挙げられている。

また、特定家庭用機器に含まれる有害物質の管理について、製造業者等の取組に関する情報発信が不足していることや、製品設計段階における有害物質の使用の低減化の更なる推進が課題として挙げられている。

本合同会合においては、これらの課題・論点を踏まえ、再商品化率や有害物質管理等について議論を行った。

4．対象品目

家電リサイクル法の対象品目は、第1章でも記載したとおり、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目であるが、これらの品目以外に、市町村において処理が困難とされているものについて、家電リサイクル法の対象品目に追加すべきではないかといった意見がある。

本合同会合においては、市町村から家電リサイクル法の対象品目に追加すべきとの要望が特になされている電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーターについて、家電リサイクル法の対象品目の要件に該当するかという観点から議論を行った。

5．リサイクル費用の回収方式

リサイクル費用の回収方式については、排出時に消費者が負担する方式（排出時負担方式、いわゆる「後払い」方式）とするか、購入時に消費者が負担する方式（購入時負担方式、いわゆる「前払い」方式）とするかといった観点から、これまで議論が行われてきたところである。

家電リサイクル法制定時においては、既販品への対応が比較的容易であること、製品購入時にリサイクル費用を予測することが困難であること、排出抑制の効果が期待できること等から、現行法における費用回収方式を選択することとなった。ただし、リサイクルしやすい製品の開発、リサイクルに係る費用の低減への努力につなげにくく、消費者にとって受け入れられない費用の設定は不法投棄を引き起こす可能性がある等の課題の指摘もあった。

また、平成 20 年報告書では、

家電リサイクル法施行前に比べて家電の不法投棄が増えている。排出時の支払がなくなることにより、家電の不法投棄の未然防止促進が図られる

商品購入時に支払うことにより、費用負担の公平化が図られるとともに、家電リサイクル法ルート以外から家電リサイクル法ルートへの適正排出が促進される
購入時の方が消費者からの料金回収がしやすい

リサイクル費用を生産者が一次的に負担することにより、拡大生産者責任の徹底が図られる

購入時の消費者選好により環境配慮設計の促進が図られる

との理由から、購入時負担方式への移行を主張する意見があった。

しかしながら、

購入時に支払われた料金を同時期に廃棄された家電のリサイクル費用に充てる方式については、受益と負担が一致しないため消費者に料金支払を求める理由等が課題となる

購入時に支払った料金を将来廃棄されたときにリサイクル費用に充てる方式については、製造業者等によるリサイクルを選択しない消費者の公平性を確保するためにリサイクル料金の還付制度を整備する場合には、家電を一台ごとに管理するシステムが必要となり、制度を維持する費用の大幅な増大につながり、消費者負担が増大する

不法投棄防止など、購入時負担方式の利点と考えられる点についても、既販品の取扱いや収集運搬費用の回収方式によっては、その効果は限定的である

といった課題が指摘された。

この結果、着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえると、費用回収方式の変更という根本的な制度変更を行うことなく、現行の費用回収方式を維持しつつ、現行制度の改善のため、家電リサイクル法ルートへの適正排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じていくことが適当であるとされた。

本合同会合においても、これまでと同様、購入時負担方式に変更すべきとの意見、現行の排出時負担方式を維持すべきとの意見が委員から出され、購入時負担方式について考え得る様々な方式のメリット・デメリットや論点・課題を示して議論を行った。

第3章 課題解決に向けた具体的な施策

第1章で示した家電リサイクル制度による成果を損なうことなく、第2章で示した課題・論点に対応し、更なる改善等を通じてよりよいリサイクル制度を構築していくためには、以下の施策を進めることが適当であると考えられる。

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策

(1) 社会全体で回収を推進していくための回収率目標（仮称）の設定

国は、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なリサイクルを推進することを目指すため、達成時期を明らかにした回収率目標（仮称）を設定し、家電リサイクル法第3条に基づく基本方針に位置づけるとともに、回収率や回収台数の実績について、本合同会合において毎年度報告すべきである。

また、回収率を向上させるためには、単に目標を設定するだけではなく、それを達成するために各主体がそれぞれの立場で回収促進に取り組んでいくことが必要であり、各主体の取組について、本合同会合において実施状況の点検を行うべきである。

さらに、回収率目標（仮称）を設定して各主体が回収促進に取り組む以上、その水準は、従来の推計に頼るのではなく、可能な限り実態に基づく正確な数値を根拠に算出し、設定することが必要であることから、国は、現在は推計でしか把握できていない情報について、より正確な実態の解明に取り組むべきである。

(2) 消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施

家電リサイクル法に基づく適正なリサイクルを推進していくためには、家電リサイクル法ルートに位置している消費者によって、特定家庭用機器廃棄物が適切に引き渡されることが重要である¹³。消費者は、家電リサイクル制度の「受け手」ではなく「担い手」であり、自らの適正な排出行動やリサイクル料金の支払が家電リサイクル制度の円滑な運用を支えていることを社会的責任として認識し、小売業者や市町村等の適切な主体に特定家庭用機器廃棄物を引き渡すよう努めるべきである。

また、特定家庭用機器の販売や特定家庭用機器廃棄物の引取りに際して、小売業者は消費者と直に接してリサイクル料金や特定家庭用機器廃棄物の回収方法について説明できる立場にあるなど、家電リサイクル法の各主体はそれぞれ異なる立場で消費者と接点を有している。このため、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人¹⁴、消費者団体等のNPOは、消費者による適正な引渡しを促進していく観点か

¹³ 家電リサイクル法第6条において、消費者の責務として、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物のリサイクルが確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又はリサイクルをする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、協力しなければならないと規定されている。

¹⁴ 家電リサイクル法第32条に基づき、国の指定を受けて、特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等が存在しない特定家庭用機器廃棄物や中小規模の製造業者等の委託を受けて当該製造業者等の特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを実施する法人であり、平成26年7月現在、一般財団法人家電製品協会が指定されている。

ら、各主体の立場を最大限活用して、互いに連携しながら、消費者により支払われるリサイクル料金が支える家電リサイクル制度の意義も含め、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。（別紙 1 参照）

特に、指定法人については、家電リサイクル法第 33 条第 4 号に基づき、普及啓発を業務の一つとして行う主体であることから、普及啓発のあり方等を議論する場を提供することを通じて、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。

さらに、経済産業省及び環境省は、普及啓発の一環として、消費者庁、文部科学省といった関係省庁と連携しつつ、消費者教育、環境教育にも積極的に取り組むべきである。

（３）リサイクル料金の透明化及び低減化

【製造業者等に対する報告徴収内容の細分化による料金の透明性の向上】

リサイクル料金については、それを負担している消費者の理解をより一層促進するため、国は、品目ごとの費用や人件費、設備費等といった費目など、リサイクル費用を細分化して製造業者等から報告させるとともに、製造業者等の協力のもと、委託先のリサイクルプラントがリサイクルを実施した後の資源の売却益も含めた形で可能な限り明らかにすべきである。

また、国は、製造業者等の公表しているリサイクル料金が、リサイクルに必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回っていないか専門家の知見を基に確認し、適正な原価を著しく超えていると考えられる場合には、当該製造業者等への勧告等を通じて料金の適正化に努めるべきである。

さらに、細分化されたリサイクル費用の内訳については、製造業者等や委託先のリサイクルプラントにおける公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、本合同会合において可能な限り公表し、リサイクル費用をより一層透明化すべきである。（公表する事項のイメージについて別紙 2 参照¹⁵）

【透明化の取組を通じた料金の低減化の検討】

リサイクル料金の透明化を通じて、製造業者等自らがリサイクル料金水準を家電リサイクル法に照らして適正か否かを検証し、リサイクルの質とのバランスに配慮しつつ、環境配慮設計の推進や費用の低減についての製造業者等間の競争を通じて、リサイクル料金の低減化に積極的に取り組むべきである。

（４）小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上

小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品

¹⁵ 「家電リサイクル券センター費用」については、一般財団法人家電製品協会のホームページで公表されている。

16) については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。

このため、全ての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすべきである。

また、国や製造業者等は、インターネット手続の活用を含め、郵便局における家電リサイクル券の運用改善など、消費者の利便性を高めるための方策を検討すべきである。

(5) 適正なリユースの促進

国又は自治体は、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」に基づき仕分け基準を作成し、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信や、小売業者が特定家庭用機器を適切に修理する取組の推奨を行うべきである。

2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策

(1) 不適正処理に対する取締りの徹底

国は、3.19 通知の各自治体への周知徹底を図ることや具体的な運用の事例集の作成等を通じて、自治体が3.19 通知を着実に運用し、違法な廃棄物回収業者等による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対して、警察など関係機関に協力を求めつつ、廃棄物処理法に基づき厳格に対処できるよう、これまで以上に徹底して取り組むべきである。

また、解体する建築物に残置された特定家庭用機器廃棄物について、不適正な処理が行われている事例等もあることから、国は、特定家庭用機器廃棄物が残置されないように、当該建築物の所有者等が特定家庭用機器廃棄物を家電リサイクル法等に基づき適正な主体に引き渡すよう、引き続き都道府県等を通じて周知するとともに、廃棄物処理法に違反する取扱いがあれば、自治体は適切に取締りを行うべきである。

さらに、特定家庭用機器廃棄物の違法な廃棄物回収業者等への引渡しについては、不法投棄や不適正処理につながる可能性があるとともに、消費者トラブルが発生することもある。そのため、消費者がそれらの違法な業者を利用しないよう、国や市町村等が中心となり、小売業者や製造業者、指定法人といった関係主体が協力して、消費

¹⁶過去に購入した小売店が存在せず、同種の製品の買換えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物をいうもの。例えば、過去に購入した小売業者が倒産しており引取りを依頼できない、譲り受けたものや贈答品のため、購入した小売店がわからず、引取りを依頼できない、引越しにより、過去に購入した小売店が遠方になったため、引取りを依頼することが現実的に困難である、というような事例がある。

なお、本合同会合においては、「義務外品」という呼称が消費者にとってわかりにくく、また家電リサイクル法に基づくリサイクル義務が課せられていない物との誤解を与えうるため、例えば「非小売ルート品」「市町村ルート品」など、別の呼称を検討すべきであるとの意見が出された。

者に対して家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底すべきである。

(2) 不法投棄対策及び離島対策の実施

【不法投棄対策に積極的に取り組む市町村への支援】

市町村は、地域の実情に応じて、関係者と協力して特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策に取り組む必要がある。

国は、不法投棄の状況について、より詳細な把握に努めるとともに、不適正処理の対策に積極的に取り組み、成果を上げている市町村の事例を収集し、提供すること等を通じて、市町村の取組を支援すべきである。

また、不法投棄され、市町村が回収した特定家庭用機器廃棄物について、廃棄物処理法に基づき、製造業者等の委託先であるリサイクルプラントに引き渡し、処理すること等を通じて、国は不法投棄に係る市町村の負担軽減を図るべきである。

【不法投棄対策未然防止事業協力及び離島対策事業協力の改善】

製造業者等は、市町村の取組を支援するため、不法投棄対策等に積極的な市町村に対して、引き続き不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力を通じて、不法投棄未然防止対策や、不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の処理費用に係る市町村の負担軽減、離島地域における収集運搬料金の負担の低減化を進めるため、両事業協力の延長等を行うべきである。

また、両事業協力については、現状、利用している市町村が限られていることから、より多くの市町村が両事業協力を活用できるよう、製造業者等は、市町村が申請する際の手続の簡素化や両事業協力の内容の改善等を検討すべきである。

(3) 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底

引取台数の多い小売業者に対して、国は、店舗毎の引取台数と販売台数を定期的に報告させる等の取組を行うべきである。また、国は、インターネット販売事業者や通信販売事業者を含め、小売業者から製造業者等への引渡義務違反等に対する監督を徹底すべきである。

(4) 廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上

廃棄物処分許可業者による特定家庭用機器廃棄物の処理状況等について、国は、自治体に対して、廃棄物処分許可業者による廃棄物の適正処理の状況に係る他の情報を活用しつつ、特定家庭用機器廃棄物を処分している事業者への報告徴収・立入検査を通じ、廃棄物処理法の告示に基づいて処分が行われているか定期的に確認するよう周

知するとともに、その結果をとりまとめて公表すべきである。

特に、フロン類については、その回収量等を把握する方策について、国は検討すべきである。

(5) 海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底

廃棄物等の不法輸出の水際対策については、経済産業省、環境省及び税関が引き続き連携して対応することが不可欠である。国は、水際での有効な取締りを行うため、廃棄物の違法な回収、不適正処理等に対する取締りを行う自治体との情報共有等の連携を強化していくべきである。

また、リユースに適さない使用済電気・電子機器が中古品と偽って輸出されないよう、平成 25 年 9 月に策定した「使用済み電気・電子機器の中古品判断基準」に基づき、経済産業省、環境省及び税関が引き続き連携して、輸出者が基準を満たしていることを証明した内容が十分であるか等を、適切に確認していくべきである。

3 . 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

(1) 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進

家電リサイクル法においては、「再商品化」を、機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為、又はこれを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為と定義している。

家電リサイクルの質を担保していく観点から、国は、これらの部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について、製造業者等に対してガイドラインを示すべきである。

また、再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。

さらに、今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、国は、再商品化率に加えて再資源化率¹⁷の把握に努めるとともに、重要な金属や素材の一層の分別回収や水平リサイクルを促進すること等、製造業者等による高度なりサイクルの取組を促進することを基本方針に位置づけ、その取組を本合同会合において評価すべきである。

加えて、国は、循環型社会の形成に向けて、製造業者等がリサイクルを実施した後の資源の譲渡先のトレーサビリティを可能な範囲で高めることについて、今後検討していくべきである。

¹⁷ 再商品化（自ら利用する行為及び有償又は無償で譲渡する行為）に加えて、再使用・再生利用可能な物を、再使用・再生利用可能な状態にするために必要な費用（処理費）を引渡し側が負担する場合も含めて「再資源化」と称している。

(2) 有害物質について

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物のリサイクルに当たって、廃棄物処理法等に従い、その部品に含まれるPCBや鉛、水銀といった有害物質について厳格に対応してきたところであり、これらの適正処理の対応状況等について、本合同会合や様々な媒体を通じて、積極的に情報発信を行うべきである。

また、特定家庭用機器廃棄物を扱う廃棄物処分許可業者についても、廃棄物処理法に基づく有害物質の適正処理が求められることから、都道府県等は、その対応状況等の実態について適切に把握すべきである。

さらに、特定家庭用機器を含む電気・電子機器については、J-MOSS¹⁸や欧州のRoHS指令¹⁹への対応等に既に取り組んでいるところであるが、製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量を可能な限り低減するよう努めるべきである。

4. 対象品目について

家電リサイクル法の対象品目については、市町村から特に追加すべきとの要望がなされている電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーターについて、家電リサイクル法の対象品目の要件に該当するかという観点から議論を行った。

その結果、これらの品目については、出荷台数の少なさや配達率の低さ等を踏まえると、家電リサイクル法の対象品目の要件を満たしているとは言えない状況であったことから、現時点では家電リサイクル法の対象品目の追加は見送るべきである。

また、これらの品目については、いずれも平成25年4月に施行された使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)の対象品目となっており、まずは同法の下で回収を促進していくべきであるが、市町村において処理が困難となっているとの指摘があることから、出荷台数や配達率の状況、市町村における処理状況、同法の施行状況を把握し、今後とも国は家電リサイクル法の対象品目の追加について検討を行っていくべきである。

5. リサイクル費用の回収方式について

リサイクル費用の回収方式については、排出時に消費者が負担する方式(排出時負担方式、いわゆる「後払い」方式)とするか、購入時に消費者が負担する方式(購入時負担方式、いわゆる「前払い」方式)とするかといった観点から、法制定時と前回見直し時に議論がなされ、その結果、現行の排出時負担方式が採用されている。

今回の見直しにおいても、「購入時負担方式」に変更すべきとの意見、現行の「排

¹⁸ 電気・電子機器に含まれる特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB(ポリ臭化ビフェニル)、PBDE(ポリ臭化ジフェニルエーテル)の6物質)の含有表示方法に関するJIS規格(JIS C 0950)の略称。

¹⁹ 電気・電子機器への特定有害物質の使用を制限するEU指令(2006年7月1日施行、2011年7月1日改正)。Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipmentの頭文字をとってRoHS指令と呼ばれている。鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB(ポリ臭化ビフェニル)、PBDE(ポリ臭化ジフェニルエーテル)の6物質を有害物質として、これらの物質の電気・電子機器への使用割合を制限している。

出時負担方式」を維持すべきとの意見がそれぞれ委員から出されたことから、購入時負担方式について考え得る方式のメリット・デメリットや論点・課題を比較検討し、議論を行った。

具体的には、特定家庭用機器の購入時に消費者から回収したリサイクル料金を、当該特定家庭用機器が将来排出される際のリサイクル費用に充てる方式（将来充当方式）とするか、同時期に排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクル費用に充てる方式（当期充当方式）とするか、特定家庭用機器購入時に消費者から回収したリサイクル料金を、製造業者等ごとに管理する方式（個社管理方式）とするか、資金管理を第三者機関に委託する方式（資金管理法方式）とするか、という観点から4つの方式に分類し、現行方式を含めた5つの方式それぞれのメリット・デメリット、論点・課題を示して議論を行った。

これに対して、さらに方式を絞り込んで議論すべきとの意見があったことを踏まえ、「現行方式」「将来充当・資金管理法方式」「当期充当・資金管理法方式」について、現時点で想定される制度のイメージを示し、詳細な議論を行った。（別紙3参照）

しかしながら、今回の見直しの議論の中では、購入時負担方式のそれぞれの方式における論点・課題についてどのように対応するかといった点について、結論には至らず、費用回収方式を排出時負担方式から購入時負担方式に移行することについては結論が出なかった。

国においては、引き続き、諸外国の事例の情報収集等に努め、購入時負担方式を採用した場合の効果やそれぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討を行うべきである。

その上で、現在の排出時負担方式の下でのリサイクルを進めていく中で、新たに設ける回収率目標（仮称）の達成状況や特定家庭用機器廃棄物の不法投棄・不適正処理の状況及び回収促進にかかる各主体の取組状況を点検・公表し、各主体が回収率を向上させるために必要な取組を行っても、回収率目標（仮称）に照らし、回収率が過去の実績を勘案して低い状況や、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄等の悪化の状況を改善することが困難であると考えられる場合には、その原因を分析し、購入時負担方式への移行も含めた制度的な見直しを行うことについて国は検討すべきである。

【終わりに】

資源小国である我が国は、「循環型社会形成推進基本計画」(平成 25 年 5 月閣議決定)に基づき、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指して、関連する施策に積極的に取り組んでいる。この循環型社会の形成に関する取組については、廃棄物の減量化や最終処分量の抑制といった量の観点に加え、廃棄物を貴重な資源として更なる有効活用を図り、資源効率性を高めるといった質の観点がより強く求められており、また、循環産業の海外展開等により地球規模の循環型社会の形成に率先して寄与していくことが必要である。

このような循環型社会の形成に向けて、家電リサイクル制度の改善を通じてより一層の貢献ができるよう、今後、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人及び消費者は、連携・協働しながら、この報告書を基に、施策の具体化に取り組んでいくことを期待する。

本合同会合としては、今後、この取りまとめに位置付けられた各種施策の進捗状況を把握し、その有効性について検証することが必要である。したがって、少なくとも毎年一回、家電リサイクル制度の施行状況や各種施策の実施状況等をフォローアップするとともに、経年の施行状況を踏まえて今回の検討から 5 年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当である。

なお、本合同会合においてフォローアップを行う中で、制度に起因する看過し難い課題が発生している場合や、我が国を取り巻く社会経済情勢の変化等により、新たに家電リサイクル制度を見直すことが必要と判断される場合には、本合同会合における合意を以て、制度の見直しに係る議論を再度行うこととすべきである。

家電リサイクル制度に関する各主体の取組

家電リサイクル制度における現状の課題・論点の解決に向け、下記①～③の観点から、製造業者等、小売業者、自治体、国等の関係者が連携して取り組んでいく。

- ① 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善
- ② 特定家庭用機器廃棄物の適正処理の担保
- ③ 家電リサイクルの一層の高度化

製造業者等

- 報告内容の細分化によるリサイクル料金の透明性の向上
- 透明化の取組を通じた料金の低減化の検討
- 不法投棄未然防止事業協力等の改善を通じた市町村支援の更なる推進
- 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進

等

消費者

- 小売業者や市町村等の適正な主体への特定家庭用機器廃棄物の引渡し
- リサイクル料金の支払
- 家電リサイクル法に対する正しい理解

社会全体で回収を推進するため
の「回収率目標」(仮称)の設定

- ◎ 回収率の実績の把握・各主体の取組の実施状況の点検

小売業者

- 小売業者に引取義務の課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制構築に向けた市町村との連携
- 適正なリユースの促進
- 特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・製造業者等への引渡し

等

自治体

- 小売業者に引取義務の課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築
- 違法な廃棄物回収業者・処分業者の取締りの徹底
- 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策の実施

等

国

- 不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供を通じた市町村の取組支援
- 家電リサイクル法に基づく指導・取締り、水際対策の徹底
- 水平リサイクル等、高度なりサイクルの取組の促進

等

特定家庭用機器廃棄物の回収促進

リサイクル費用の内訳について公表する事項のイメージ

品目	再商品化等料 金収入	再商品化等費用														引当台数	収支	有価物売却 収入
		委託費等				製造業者等運営費												
		リサイクルプラント費用	フロン回収 に係る費用	指定引取場 所・二次物流 費用	管理会社 運営費	家電リサイク ル券センタ－ 費用	リサイクル処理・運営 関連費用				リサイクル処理 技術開発関連 費用	その他						
							人件費	光熱費	設備・材料費	人件費		光熱費	その他	その他の費用				
エアコン																		
テレビ																		
冷蔵庫・冷凍 庫																		
洗濯機・衣類 乾燥機																		
4品目合計																		

家電リサイクル法における費用回収方式について

- 家電リサイクル法におけるリサイクル費用の回収方式については、これまでの合同会合において、「購入時負担方式」（いわゆる「前払い」方式）として考え得る４つの方式を示し、「排出時負担方式」（現行方式、いわゆる「後払い」方式）と合わせて、各方式のメリット・デメリットや論点・課題を示して、議論を行ってきた。
- 前回第29回合同会合において、「方式を絞り込んで議論すべき」という意見があったことを踏まえ、購入時負担方式のうち、将来充当方式×資金管理法方式（前回資料3-2のA方式）、当期充当方式×資金管理法方式（前回資料3-2のB方式）について、現時点で想定される制度のイメージを示し、詳細な議論を行うこととする。

【議論の前提条件】

1. 関係主体に課される義務・責務については、現行制度と同様と仮定する。
 - ・製造業者等：指定引取場所における引取義務、再商品化等実施義務
 - ・小売業者：排出者からの引取義務（過去に販売した製品及び買い替えの場合に限る）、製造業者等への引渡義務（リユースする場合を除く）
 - ・市町村：小売業者に引取義務のない廃家電の回収、消費者への普及啓発等
 - ・消費者：料金を支払いに応じる責務
2. リサイクル料金に含まれる費用は現在と同様と仮定する。（リサイクルプラント（RP）、指定引取場所（SY）、管理会社、二次物流への委託費や管理票等の手数料、再商品化等に必要な製造業者等の経費（企画運営経費、研究開発経費等））
3. 廃家電の適正な排出を担保するため、少なくとも現在の家電リサイクル券（管理票）と同様の管理を行うと仮定する。（ただし、購入時負担方式の管理票では現行の家電リサイクル券の領収証機能は失われることとなる。）
4. リサイクル料金は製品価格に含めず、外部表示すると仮定する。（製品価格に含めた場合、1台あたりのリサイクル料金が不明確となる料金の「見えない化」が発生するとともに、製造業者等及び小売業者が適正なりサイクル費用を転嫁できない可能性があるため。）

現行制度(排出時負担方式)

A 制度概要

消費者が家電4品目の購入だけをする際には、リサイクル料金及び収集運搬料金の支払いは不要。
(論点・課題等1)

消費者(排出者)が廃家電を排出する際に、リサイクル料金及び収集運搬料金を小売業者等¹に支払う。
(論点・課題等2、3)

小売業者等¹は家電リサイクル券の写しを消費者(排出者)に交付する。

小売業者等¹は、当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、家電リサイクル券の回付を受ける。

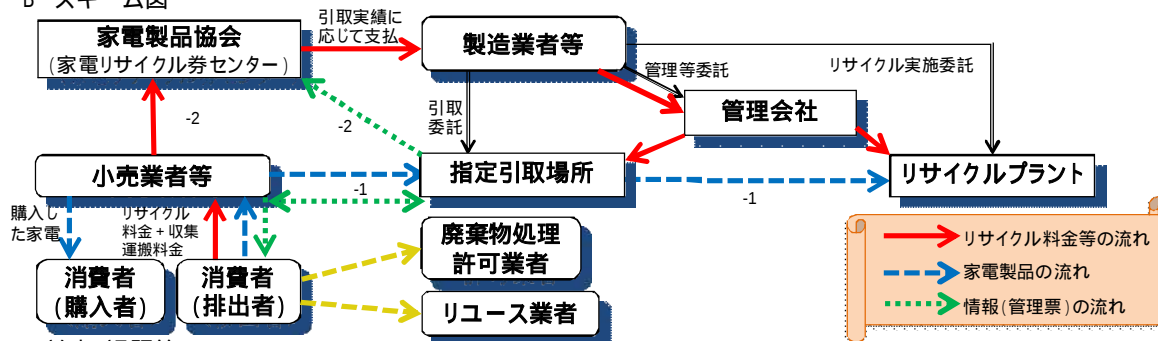
また、リサイクル料金を家電リサイクル券センターに支払う。

製造業者等は指定引取場所で行き取った廃家電をリサイクルプラントに二次輸送して再商品化等を実施するとともに、引き取った廃家電の情報を家電リサイクル券センターに伝達。

家電リサイクル券センターは、各製造業者等のリサイクル実績に応じて、リサイクル料金を各製造業者等に支払う。

1 小売業者ではなく、市町村や一般廃棄物収集運搬許可業者が実施する場合もある。以下同じ。

B スキーム図



C 論点・課題等

1. 製品購入時に当該製品のリサイクルに支払う料金が確定していないので、**リサイクル料金による製品選択ができない**ことをどう考えるか。
2. 排出時の**料金支払忌避による不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の増加要因**となっている可能性があることについてどう考えるか。
3. **不法投棄や違法な廃棄物回収業者への対策やそれに伴うコスト**についてどのように考えるか。

将来充当方式 × 資金管理法方式(A)のイメージ

A 制度概要

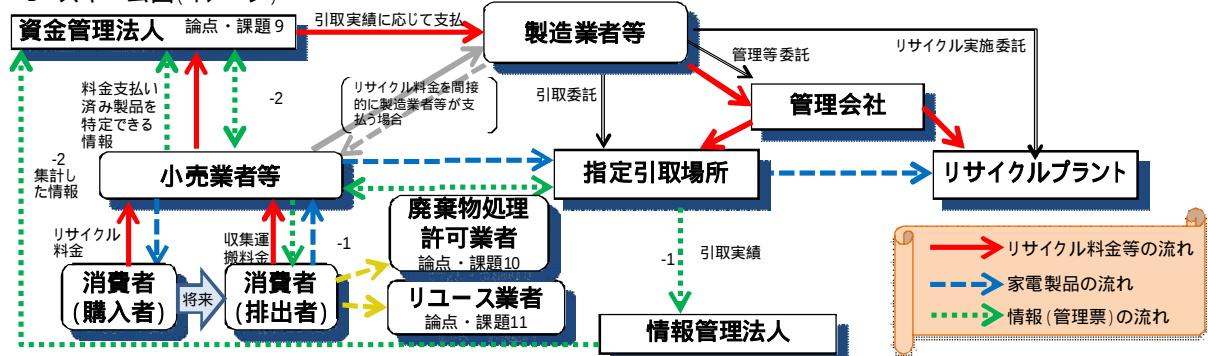
消費者は特定年月日以降に購入した製品について、その製品が廃家電となって排出された際に必要となるリサイクル料金を購入時に小売業者に予め支払う。(論点・課題等1、2)
 小売業者はリサイクル料金(将来生ずるであろうリサイクル費用等を勘案し設定)を資金管理法に引き渡す²とともに、料金回収済みの製品を特定できる情報を資金管理法に報告する。(論点・課題等3、4)
 消費者は当該製品が廃棄物となった際、小売業者等¹に当該廃家電を引き渡す。
 小売業者等は、当該製品がリサイクル料金支払済みか否かを資金管理法に確認し、未払いである場合にはリサイクル料金を回収する。³(論点・課題等5～7)
 消費者は収集運搬料金を小売業者等¹に支払い⁴、小売業者等¹は管理票の写しを消費者(排出者)に交付する。(論点・課題等8)
 小売業者等¹は、当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、管理票の回付を受ける。
 製造業者等は指定引取場所で行き取った廃家電をリサイクルプラントに二次輸送して再商品化等を実施。
 指定引取場所は、引取実績を情報管理法に報告し、情報管理法は当該情報を集計した上で、資金管理法に伝達。
 資金管理法は情報管理法からのリサイクル実績に基づき、製造業者等¹にリサイクル料金を支払う。

² ここでは、小売業者等からリサイクル料金を回収する方式と仮定した。以下同じ。

³ 既販品については、追加的にリサイクル料金を回収するのが困難であるため、現行の後払い方式と仮定した。以下同じ。

⁴ ここでは、収集運搬料金については、現行の後払い方式と仮定した。以下同じ。

B スキーム図(イメージ)



将来充当方式 × 資金管理法方式(A)のイメージ[続き]

C 論点・課題等

- 消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。
- 海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。
- およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように行うのか。または、製造業者等からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。その場合、リサイクル料金の適正な転嫁についてどう考えるか。
- 将来のリサイクル費用の予測が困難であることにどう対応するか。
- 自動車における車検制度のような個品管理制度が存在しない中で、排出時の料金支払い済製品の識別について、マークをつけるなどの対策をどのように行うのか。また、そのコストをどう考えるのか。
- 約3億台の既販品への対応が困難であり、既販品について現行の排出時負担方式を採用した場合、相当程度長期間にわたり二つの制度が並存することをどう考えるのか。(なお、全ての既販品が排出されたか否かを確認することは困難。)また、買い換えの際に消費者は二台分の廃家電のリサイクル費用を同時負担することをどう考えるのか。
- 排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性があることについて、どう考えるか。(費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)
- 収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(収集運搬料金も購入時負担方式とする場合、収集運搬方法やその主体が特定できないため、一律料金・一律支払となるのではないか。その場合、水準をどの程度とするか。収集運搬料金の管理システム・管理主体をどうするのか。収集運搬料金のみ排出時負担方式とする場合、不法投棄の削減等のメリットが失われることをどう考えるか。)
- リサイクル料金の管理コストについてどのように考えるか。(リサイクル料金が高くなる可能性があることをどう考えるか。)
- 製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、その費用に対する支払いを行うのか。支払う場合、拡大生産者責任に基づき、製造業者等¹にリサイクルを義務付けていることとの関係をどう考えるか。また、リサイクルの質をどのように担保するか。
- 消費者がリユース目的で譲渡した場合の料金の取扱いをどう考えるか。(海外への中古品輸出の場合のみ還付するか。還付する場合、資金管理法が管理するリサイクル料金の還付は誰が行い、手続に係るコスト等を誰が負担するか。還付しない場合、現行制度と比較してリユースユーザーにとっての負担感は減少する可能性がある一方、現状でリユース可能なものについてもリユースに回すインセンティブが減少する可能性があることをどう考えるか。)

当期充当方式 × 資金管理法方式(B)のイメージ

A 制度概要

消費者は製品を購入する際に、同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充当するためのリサイクル料金を小売業者に支払う。(論点・課題等1、2)

小売業者は製品購入者から回収したリサイクル料金を資金管理人に引き渡す²とともに、製造業者等別の販売台数等の支払情報を資金管理人に報告する。(論点・課題等3)

消費者は廃家電を排出する際に、小売業者等¹に当該廃家電を引き渡す。その際、収集運搬料金⁴を支払う。小売業者等¹は管理票の写しを消費者(排出者)に交付する。(論点・課題等4、5)

小売業者等¹は当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、管理票の回付を受ける。

製造業者等は指定引取場所で行き取った廃家電をリサイクルプラントに二次輸送して再商品化等を実施。

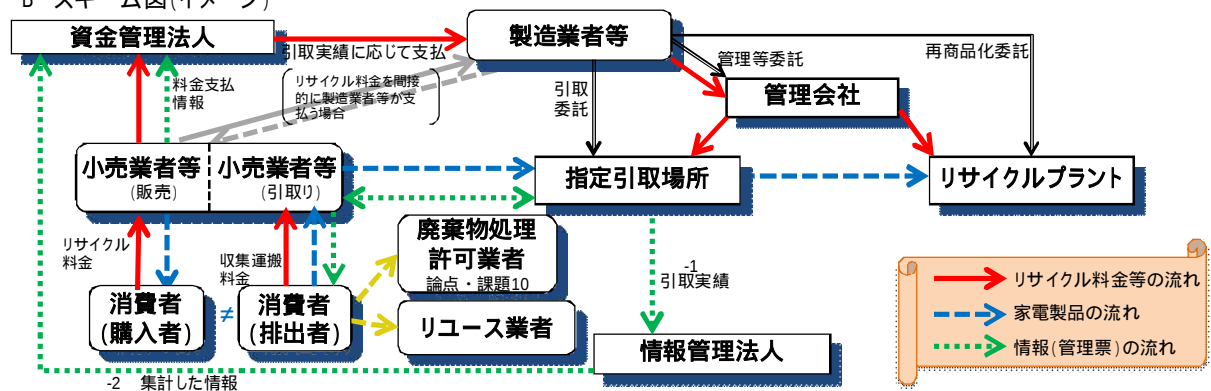
指定引取場所における引取実績を情報管理人に報告し、情報管理人は当該情報を集計した上で、資金管理人に伝達。

資金管理人は情報管理人からのリサイクル実績に基づき、製造業者等¹にリサイクル料金を支払う。

情報管理人又は資金管理人は、翌期の収支見通しを勘案し、翌期のリサイクル料金を決定する。

(論点・課題等6、7)

B スキーム図(イメージ)



当期充当方式 × 資金管理法方式(B)のイメージ[続き]

C 論点・課題等

- 消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。
- 海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。
- およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように行うのか。小売業者及び製造業者等のフリーライダー対策をどのように行うのか。または、製造業者等からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。その場合、リサイクル料金の適正な転嫁についてどう考えるか。
- 排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性があることについてどう考えるか。(費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)
- 収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(収集運搬料金も購入時負担方式とする場合、収集運搬方法やその主体が特定できないため、一律料金・一律支払となるのではないか。その場合、水準をどの程度とするか。収集運搬料金の管理システム・管理主体をどうするのか。収集運搬料金のみ排出時負担方式とする場合、不法投棄の削減等のメリットが失われることをどう考えるか。)
- 環境配慮設計による料金低減化が期待しにくいことについてどう考えるか。(消費者が支払うリサイクル料金が当該製品のリサイクル費用に充てられるわけではなく、消費者が支払うリサイクル料金の総額を同時期に発生するリサイクル費用の総額に充てられる。その際、リサイクル料金を一律に設定する場合には、個々の製品のリサイクルコストに応じた料金の差別化が困難となり、料金引下げのインセンティブが低下する。結果的に環境配慮設計のインセンティブが働きにくくなる。)
- 排出台数と販売台数の正確な予測が困難であり、回収したリサイクル料金の総額と費用の総額に乖離が生じた場合にどう対応するか。(余剰又は不足が出た場合、資金の繰り越し又は補填をどうするか。余剰が出た場合には課税対象となる可能性がある。)また、消費者に販売される製品の正確な台数把握をどのように行うのか。
- 排出者と負担者の関係が一致しないため、消費者が購入した製品とは関係なく、リサイクル費用を負担するという負担力に着目した『税』に近い制度となることをどう考えるか。
- 制度変更前に新品を購入し、しばらく退蔵した上で制度変更後に排出すれば、実質的に料金を回収できなくなることについてどう対応するか。
- 製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、その費用に対する支払いを行うのか。支払う場合、拡大生産者責任に基づき、製造業者等にリサイクルを義務付けていることとの関係をどう考えるか。また、リサイクルの質をどのように担保するか。
- 例えば、テレビ等の対象品目が我が国で全て販売中止となった場合に、充当すべき料金を回収することが困難となることにどう対応するか。

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会
合同会合

委員名簿

平成 26 年 7 月時点
(敬称略)

細田 衛士	慶應義塾大学経済学部教授
石井 邦夫	株式会社市川環境エンジニアリング代表取締役
石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授
岩田 利雄	千葉県東庄町長
上野 正三	北海道北広島市長
梅村 博之	一般社団法人日本冷凍空調工業会顧問
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
岡嶋 昇一	大手家電流通協会会長
河口 真理子	株式会社大和総研調査本部主席研究員
川村 仁志	株式会社ビックカメラ取締役副社長
北原 國人	全国電機商業組合連合会会長
桑野 光正	株式会社ヤマダ電機取締役兼執行役員常務
河野 博子	読売新聞社編集委員
酒井 伸一	京都大学環境科学センター教授
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
佐々木 五郎	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
杉山 涼子	常葉大学社会環境学部教授
田崎 智宏	独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター循環型社会システム研究室長
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
豊原 正恭	一般社団法人電子情報技術産業協会テレビリサイクル委員会委員長
中島 賢一	早稲田大学環境総合研究センター招聘研究員
西尾 チツル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
野村 剛	一般社団法人日本電機工業会家電リサイクル委員会委員長
萩原 なつ子	立教大学 21 世紀社会デザイン研究科教授
橋本 光男	全国知事会事務総長
牧野 梅三郎	日本労働組合総連合会特別専門員(全日本自治団体労働組合中央執行委員・現業局長)
矢木 孝幸	日本労働組合総連合会特別専門員(電機連合書記次長)
安木 正志	一般財団法人家電製品協会環境担当役員会議委員長

家電リサイクル法の評価・検討に関する審議経過

<産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合>

第 21 回：平成 25 年 5 月 20 日（月）14:00～16:00

- ・ 家電リサイクル法の施行状況等について
- ・ 家電リサイクル法の評価・検討の進め方について

第 22 回：平成 25 年 7 月 4 日（木）14:00～16:00

- ・ 小売業者からのヒアリング（大手家電流通懇談会、株式会社ヤマダ電機、全国電機商業組合連合会）
- ・ リユース業者からのヒアリング（日本リユース機構）
- ・ 有識者からのヒアリング（国立環境研究所）

第 23 回：平成 25 年 7 月 31 日（水）16:30～18:00

- ・ 自治体からのヒアリング（鹿児島県）
- ・ 製造業者からのヒアリング（（一財）家電製品協会、（一社）日本冷凍空調工業会、（一社）電子情報技術産業協会、（一社）日本電機工業会）

第 24 回：平成 25 年 9 月 10 日（火）16:00～18:00

- ・ 自治体からのヒアリング（さいたま市、岐阜市）
- ・ 消費者団体からのヒアリング（主婦連合会）

第 25 回：平成 25 年 10 月 21 日（月）16:00～18:00

- ・ 家電リサイクル制度の見直しに係る論点について

第 26 回：平成 25 年 11 月 26 日（火）16:00～18:00

- ・ 家電リサイクル制度の見直しに係る論点について
（不法投棄対策、不適正処理への対応、水際対策、義務外品の回収方策、離島対策等）

第 27 回：平成 26 年 1 月 29 日（水）10:00～12:00

- ・ 家電リサイクル制度の見直しに係る論点について
（消費者の視点からの改善、リサイクル料金の透明化・低減化、再商品化率等）

{ <委員有志による家電リサイクルプラント等視察会>
・ 視察日時：平成 26 年 2 月 19 日（水）
・ 視察場所：（株）ハイパーサイクルシステムズ（本社工場、千葉工場）
}

(株)グリーンサイクルシステムズ

第 28 回：平成 26 年 3 月 6 日（木）10:00～12:00

- ・ 義務外品・廃家電の不法投棄に関する調査の結果について
- ・ 家電リサイクル法ルート以外の処理ルートにおける廃家電の処理について
- ・ リサイクル費用の回収方式について

第 29 回：平成 26 年 4 月 10 日（金）15:00～17:00

- ・ リサイクル費用の回収方式について

第 30 回：平成 26 年 5 月 30 日（火）16:00～18:00

- ・ 品目追加について
- ・ リサイクル費用の回収方式について

第 31 回：平成 26 年 7 月 4 日（金）16:00～18:00

- ・ 個別課題への具体的な対策について

第 32 回：平成 26 年 7 月 30 日(水) 10:30～12:30

- ・ 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書について